

◎介護保険の住宅改修及び介護予防住宅改修における 工事図面・写真・見積書の留意点

※以下の留意点が守られていない場合、住宅改修事前承認の審査が出来ませんので、十分ご注意ください。

【共通事項】

- ① 工事図面・写真・見積書について、改修箇所ごとに共通する番号を付けること。
〔工事図面と写真、見積書を対比して内容を審査するので、どこの改修箇所なのか すぐに把握出来るようにご協力をお願いします。〕

【工事図面】

- ① 工事図面の中に、改修箇所を分かるように落とし込んでください。
〔例えば、横付け手すりならば、赤のボールペンで改修箇所に線を引く。縦付け手すりならば、赤の小さい丸印を付けて明示するなど。〕
- ② 写真の撮られた方向が分かるように、撮影された向きを入れてください。
〔きれいに書いてもらう必要はありません。ボールペン等で向きが分かるようにしていただければ、内容審査の際に大変助かります。〕
- ③ 工事図面に縮尺を表示してください。あるいは必要な箇所に寸法等を記入してください。(←段差の解消の場合の、改修後の1段ごとの高さ等)

【写真】

- ① 写真については、必ず撮影日を写しこんでください。
〔白い紙等に撮影日を記入して一緒に写す、あるいはデジカメの日付データを出力して印刷するなど。〕
- ② 手すり設置等については、現場で設置箇所にテープ等で取り付け場所が示されるようにして撮影するか、写真に、直接、赤のボールペン等で記入して完成後の様子が分かるようにする。
- ③ 段差の解消については、段差の高さが分かるように、写真を撮るときに、コンベックスやスケールを段差部分に当てて撮影してください。敷居等のように、段差が両側にある場合には、両側の段差にスケールを当てて撮影してください。
- ④ あまり改修箇所に近づきすぎて写真を撮らないでください。改修箇所を見たことのない住宅改修の担当者でも、写真だけで現場の様子が分かるような適切な写真のアップ具合や撮影方向を考慮して撮影をお願いします。

【見積書】

- ① 工事箇所ごとに改修内容がまとめられていること。取り付け工事についても工事箇所ごとに積算されていること。数量や単価について記載されていること。また内訳(摘要)欄には、規格や長さ、取り付け形状が具体的に記載されていること。
- ② 見積書の宛名は、申請者のフルネームで作成してください。